

市民税・府民税・森林環境税

6月1日に令和8年度市民税・府民税・森林環境税（国税）の納税通知書を送付します。市民の皆さんが納めた市税はまちづくりの貴重な財源になります。期限を守って納めてください。市・府民税の計算方法は市ホームページ参照または市民税課へお問い合わせを。非課税の人には通知書を送付しません。

☎市民税課 ☎841・1353、
☎841・3039

市・府民税の申告をお忘れなく

公的年金収入400万円以下で、その他の所得が20万円以下のため確定申告不要となった人でも、公的年金以外に所得がある場合や市・府民税で医療費控除・生命保険料控除などを受けた場合は、市・府民税の申告が必要です。申告期限は過ぎていますが、期限後の申告も可能です。なお、3月17日以前に所得税および復興特別所得税の確定申告や市・府民税申告をした人は、令和8年度市民税・府民税・森林環境税の税額決定通知書や課税証明書に申告書の記載内容が反映されていない可能性があります。また、各種保険料（国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料など）、各種手当などの決定時期に影響

響が出る可能性があるため各担当課へお問い合わせを。

災害・失業などによる減免

廃業や失業（自己都合や定年による退職は除く）、被災して所得が著しく減少した人、生活保護受給者、その他特別な事情で納税能力を著しく欠くと認められる場合は、前年の合計所得金額や世帯全体の収入、預貯金の状況などにより市・府民税および森林環境税を減免（免除）できる場合があります。必ず納期限までに市民税課へお問い合わせを。詳細は市ホームページ参照。



公的年金からの引き落とし（特別徴収）

対象は4月1日現在、65歳以上の公的年金等受給者で、前年中の年金所得に係る個人の市・府民税の納税義務のある人。ただし、次のいずれかに該当する場合は対象外となります。

- (1) 介護保険料の特別徴収の対象外
- (2) 令和8年度の特別徴収税額が老齢基礎年金などの額を超える
- (3) 老齢基礎年金などの額が18万円未満

令和8年度から実施される個人市・府民税の主な税制改正

◆特定親族特別控除の創設

所得者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族で合計所得金額が58万円超123万円以下の人を「特定親族」と言います。所得者が特定親族を有する場合は、その所得者の総所得金額などから、特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じ控除する「特定親族特別控除」が創設されました。ただし扶養人数には含まれません。

◆給与所得控除の最低保障額を引き上げ

給与所得を計算する際、給与収入から差し引かれる給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

◆扶養親族などの所得要件の改正

扶養親族などの所得要件が48万円から58万円に引き上げられました。

◆家内労働者などの必要経費の最低保障額を引き上げ

家内労働者などの必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

◆基礎控除について

個人住民税の基礎控除に改正はありません。

※各改正点などの詳細は市ホームページ（右記コード）参照。



◆令和7年度から継続して特別徴収の人

4月支給分の公的年金などから令和8年度分の仮徴収が行われていきます。8年度の市・府民税の年税額から4月・6月・8月の仮徴収額を差し引き、10月・12月・2月で残額を本徴収します。

◆今年度から特別徴収の人

6月・8月は納付書などで支払う普通徴収、10月・12月・2月は年金からの特別徴収となります。対象者には6月に送付する納税通知書に公的年金からの特別徴収税額を記載しているのをご確認ください。

国民健康保険

病気などの際に安心して医療が受けられるよう医療費の負担を分かち合うための制度で、府内の市町村の国民健康保険料は統一されています。

保険料や減免に関すること

☎ 保険年金課 ☎ 841・1403、
FAX 841・3716

納付相談に関すること

☎ 保険納付課 ☎ 841・1304、
FAX 846・2273

口座振替に関すること

☎ 保険納付課 ☎ 841・1144、
FAX 846・2273

令和8年度の保険料率

保険料は前年の所得により年度ごとに決定。8年度の保険料率・算定方法は下表のとおり。児童手当の拡充など子育て施策の強化のため、8年度から新たに子ども・子育て納付金分を賦課・徴収します。

6月14日に納付通知書を送付

4月・5月分を含む12カ月分の保険料を6月～来年3月の10回に分けて納めます。納期限は、各月の末日（12月は25日。土曜・日曜、祝日の場合は次の平日）。国民健康保険の加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯で、世帯主が年金を受給している

保険料の算定方法	医療給付費分 (加入者全員)	後期高齢者 支援金等分 (加入者全員)	介護納付金分 (40歳～64歳)	子ども・子育て 納付分 (加入者全員)※
所得割 (総所得から基礎控除43万円を 引き右記の率を乗じます)	9.50%	3.06%	2.60%	0.28%
均等割 (加入者1人あたり)	3万4990円	1万1191円	1万8682円	1841円
平等割 (加入1世帯あたり)	3万3908円	1万845円	なし	なし
限度額 (各項目の上限額)	66万円	26万円	17万円	3万円

※18歳未満の加入者（18歳に到達した最初の3月31日まで）は子ども分の均等割額はかかりません。

世帯は保険料が特別徴収（年金支給月に保険料を年金から引き去り）になる場合があります。

◆保険料納付は原則口座振替で

手間が省け、納め忘れ防止にも。納付通知書に同封の申込書を直接ゆうちよ銀行を含む取扱金融機関へ。

市役所本館2階保険納付課へ持参または郵送（〒573-8666）可。金融機関のキャッシュカードで手続きできる「ペイジー」口座振替サービスも同課・各支所で利用可（利用可能な金融機関は市ホームページ参照）。

保険料の減額・減免など

◆失業者への保険料軽減

倒産や解雇、雇い止めなど会社の事情で職を失った場合、保険料の負担を軽減する制度があります。軽減を受けるには、ハローワークで交付された雇用保険受給資格者証などを提示しての申請が必要です。

◆その他の減免制度

所得額が前年に対して著しく減少する場合は申請により減免される場合があります。納期限までに届け出を。減免要件など詳細は市ホームページ参照。窓口申請は大変混雑するため郵送での提出を。
単身世帯で退職後収入がない場合はオンライン申請（下記コード）可。



◆納付相談

軽減・減免適用後も支払いが困難なときは収支状況が分かる書類を持参し、納付義務者が保険納付課に相談を。

加入・脱退はオンライン申請の活用を

国民健康保険の加入・脱退は自動的に行われません。就職などで職場の健康保険に加入した場合は脱退を、退職などで職場の健康保険の資格を喪失した場合は加入の申請を14日以内にしてください。マイナンバーカードの電子申請（左記コード）を利用し加入・脱退の手続きができますので活用を。



マイナ保険証のご利用を

データに基づき、より良い医療が受けられるほか、手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払いが免除されます。

お問い合わせは自動応答電話のご利用を

保険年金課では6月中旬～9月中旬、自動応答電話の実証実験をします。話し中にならず、24時間対応可能。対象は国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の保険料です。保険年金課から送付の通知書に同封の案内に記載している専用電話番号へお電話を。

介護保険

保険料や減免に関すること

問 保険年金課 ☎ 8 4 1 ・ 1 4 0 3、
FAX 8 4 1 ・ 3 7 1 6

納付相談に関すること

問 保険納付課 ☎ 8 4 1 ・ 1 3 0 4、
FAX 8 4 6 ・ 2 2 7 3

口座振替に関すること

問 保険納付課 ☎ 8 4 1 ・ 1 1 4 4、
FAX 8 4 6 ・ 2 2 7 3

介護保険の認定・給付に関すること

問 介護認定給付課 ☎ 8 4 1 ・ 1 4 6 0、
FAX 8 4 4 ・ 0 3 1 5

6月12日に納付通知書を送付

介護保険制度は40歳以上の人の保険料と公費で運営されています。65歳以上の第1号被保険者には6月12日に令和8年度の介護保険料納付通知書または介護保険料決定通知書を送付します。40歳～64歳の第2号被保険者はそれぞれが加入する医療保険の保険料とまとめて徴収。

◆保険料額

被保険者の昨年中の合計所得金額や令和8年4月1日または資格取得日の世帯状況などによって17段階に分かれています。令和8年度の介護保険料は、給与所得控除の最低保障額の引き上げの影響で課税状況や合計所得金額に変更が生じた場合でも、国の通知などに基づき控除額を従前のものとして課税状況や合計所

得金額を「みなし判定」し、介護保険料を算定します。

◆納付方法

年金からの引き去り（特別徴収）の場合は年金支給月（偶数月）に引き去ります。4月と6月は年間保険料額が決定していないため、2月の特別徴収額と同額を引き去り（仮徴収）。納付書または口座振替（普通徴収）の場合は4月～来年3月の1年分を6月～来年3月の毎月1回（計10回）払いになります。

◆保険料の減免

災害で大きな損害を受けた場合や収入が減少した場合などは申請で保険料や介護サービスの自己負担が減免されることがあります。

◆低所得者の保険料特別軽減

要件全てに該当する人は納期限が過ぎていない保険料額を軽減できます。▼要件 (1) 市民税非課税世帯 (2) 世帯の前年の収入金額の合計が150万円（世帯員2人以上の場合は2人目以降1人につき50万円を加算した額）以下 (3) 市民税課税者に扶養されている(4) 資産を活用しても生活困窮状態にある（居住用以外の土地・家屋がなく預貯金が350万円以下など）(5) 過去に特別軽減による減免を受けた人は、特別軽減による減免に係る年度分の介護保険料（時効で納付できないものを除く）を滞納していないこと。

介護保険施設の負担額を軽減

市民税非課税世帯で介護保険施設（介護医療院を含む）サービスやショートステイを利用する人は「介護保険負担限度額認定証」を利用施設に提示すると1日あたりの食費・居住費（滞在費）の負担額が減額されます。対象者は申請を。すでに認定証を所持している人には6月中旬に更新勧奨通知を送付するので手続きを。

▼要件 (1) 生活保護受給者 (2) 本人および世帯全員（世帯分離している配偶者を含む）が市民税非課税者で、預貯金などについては下表のとおり。

社会福祉法人による介護サービスの負担額を軽減

要件に該当する人は申し出により、社会福祉法人が提供する介護サービスの利用者負担額などが軽減されます。減額は利用者負担額の25%（老齢福祉年金受給者は50%）。特別養護老人ホームの施設サービス・ショートステイは食費・居住費（滞在費）、通所介護は食費が軽減の対象（いずれも日常生活費は軽減対象外）。また生活保護受給者は申し出により、施設サービス・短期入所の個室の居住費（滞在費）が軽減対象になります。

利用者負担段階	対象者	預貯金など(配偶者あり)※1
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	1000万円(2000万円)以下
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税	年金収入額+その他の合計所得金額が82万6500円以下の人 ※2
第3段階(1)		年金収入額+その他の合計所得金額が82万6500円超～120万円以下の人 ※2
第3段階(2)		年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人

※1 2号被保険者（40歳～64歳以下）は段階に関わらず1000万円（2000万円）以下。

※2 下線の金額は7月31日まで80万9000円。